

漢字の伝来と古代日本語表記

竹尾利夫
丸山竜平

はじめに

一般に文明は、川の流れのように高きから低きへとおのずと伝播、流入するかのように見える。もつとも、それには享受者側にそれだけの容量、つまり一定の成熟が前提にある。高度な文明を理解し、必要とする受容者側の態勢と消化能力とが伝播、伝来の遅速を左右することになるからである。

また、それが平坦な陸地続きではなく、大小幾多の河川や、海あるいは高い山脈に遮られた地域間の場合には、加えてその間に人種や民族の持つ風俗、慣習の違いが横たわっている。それがゆえに、一層文明の意識的、無意識的な選択的取捨とその障害といった複雑な関係が生じるに違いない。

文字を持たなかつた古代日本においても漢字が伝来した際、そうしたことが生じたであろうことは想像に難くない。大陸の高度な文化を、朝鮮半島を経て学んだ事実があるが、だからといって言語の表記法を学ぶまでの主体的な条件は整つていなかつたようだ。そこには、優れて政治的な内的成熟と外交的国家間の緊張が文字を必要とする段階的発展を待たなければならなかつたようである。文字文化は極めて階級的、支配的諸関係を内包するものであり、国

家機能の発展と不可分の関係にあることを忘れてはなるまい。

三、四世紀を前期古代の黎明期となる初期国家の形成期と把握すれば、七、八世紀はこの前期国家の完成期である。倭人、そして古代日本人の文字文化の受容と享受の諸段階を解明するうえにおいても、この二つの画期を挟んでの吟味が注目すべき視点となるであろう。

なお小稿は、筆者ら二名による共同作業であり、考古学を専攻する丸山（二章末まで）は、文字伝来直前の弥生中・後期段階から鉄剣の銘文など、文字が積極的に使われだした五世紀末までを表題にもとづき見通した。また、日本古代文学を専攻する竹尾（三章以降）は、文体の発達を視点において、未だ漢文表記のままである五世紀段階から六世紀段階 そして和文表記へと発展していく七世紀段階の日本語表記の変遷についての考察をおこなつた。

一、漢字受容以前

(1) 借字以前—中国官人による固有名詞の漢字文字化—

弥生時代は、水稻農耕が日本列島へ伝来した時代であり、かつ渡来人集団の時代もある。弥生時代開始期に渡来人が朝鮮海峡を渡海したことは明らかではあるが、西日本に広く影響を与えた大挙し

ての渡来人集団の渡海現象は、弥生時代前期でもその末から中期初めにかけてであった。

朝鮮式舞紋土器と呼ばれる口縁に粘土帯を巡らした特徴ある土器が、広範な、また北九州に向うほど濃密な出土傾向を示すことからもこのような推察が可能である。

朝鮮半島からの大勢の人々の渡来の事実は、文字文化の伝来をも予期させる出来事はあるが、その確証も今のところはない。弥生時代が基本的に原始共同体のなかの農業共同体の時代であつたとすれば、文字を必要とするほどの対外的な国家間での外交交渉など展開されることはなかつたのではないか。しかも弥生文化自体は、中国の長江から直接伝來したとの説もあるが、やはり大勢は朝鮮半島南部からの伝播・伝来である。かつ先に指摘した渡来集団についても、確かに朝鮮半島の北部から中国系官人層が渡海したこともあるであろうが、やはりその大半は朝鮮半島南部の人々である。しかも彼らがそもそも、どれほどまでに漢字の使用に熟達していたかは疑問とせざるを得ない。それならば、弥生文化の外来性をもつてこの時期に漢字伝来の契機があつたとは、必ずしも言い難いであろう。とはいっても、漢字の存在はひしひしと弥生人、わけても北九州の沿岸部において中国系商人と交易関係にあつた倭人に伝わつて来たに違いない。とりわけ北九州の甕棺墓に副葬された品々には、中國王朝もしくは楽浪や帶方などの郡役所を介してしか、入手し難いものが多くを占めていることからもこのように見てよからう。

しかし、そうかといって、北九州において部族国家が対外的交渉において、漢字を頻繁に用いたといつた明証はない。奴国王が金印を漢王朝から仮授した時など、その授受に関わつての返書などは漢字、漢文で認めたであろうことは推測に難くないが、せいぜいその

(二)

程度の単発的なものであつて、定期的あるいは日常的な外交交渉が展開したとは見なし難い。その後、一〇七年の朝貢などに際しても国書が用意されたであろうから、当然文字が認められたのではあるが、いずれも倭国王の側近にいた中国系渡来人などが文章の作成に関与したに違いない。

この時点でも積極的に、漢字を借りて倭語を表現するといった試みがあつた可能性は薄い。ただ、人名や地名などの固有名詞に関しては、漢字一字一音で表現するといった借字の初期段階を持つたことは容易に推察されよう。しかし、それも「奴」國が示すように、倭が使い慣れてきたと想定し得るような文字の選択的借字ではなく、明らかに中国官人が主体で選んだ「奴」の字であった。同様なことは、初めての倭における本格的な外交文書の時代となる初期国家の形成期においても基本的な違いはない。重要な点は、この段階においてもなお、借字にかかる選択の主導権が後に述べるように中国王朝側にあつたことである。文字の使用が中国側からの働きかけによって始まつたことを知る必要があろう。借字への非積極性、無関心の背後には、次項で述べる「意思伝達の籠描符号の時代」が倭人をして弥生社会の中心部を支配した時代のあつたことを明示しておきたい。この性急な、かつ中国主導の、文字の借用段階に到達するまでに、短期ではあるがその前史といつたものが存在したのである。

(2) 篠描絵画土器の時代

弥生中期、さらに発展した後期の段階において大和の唐古・鍵遺跡やその周辺、さらには後の畿内といつた弥生文化の一大中枢地域において、地域性あるいは遺跡ごとの格差を伴いつつ、特定遺跡での多量の、籠描絵画の認められた土器の出土が知られる。それが

どのような意味合いで行われた所為なのか、さらにはどのような歴史的な意義を担うものかなどについては、なお不明瞭ではある。しかし、漢字文化を直接的に、あるいは間接的に、肌で感じ始めている倭人にとって、倭語の固定的、可視的な伝達表記手段を欠如した実際を、現実的な倭人社会でも不憚に捉えていたことであろう。その証左がさきの箋描絵画土器の出現であろう。

ただ、倭語の記号表記による伝達あるいは記録化の契機は、中国の殷墟遺跡における甲骨文字を引き合いに出すまでもなく、倭人があつても多様に存在し得たに違いない。例えば、（イ）肩甲骨を用いてのト占の後に、神の意思を可視的に固定化する行為であつたり、あるいは逆に、（ロ）神に示した倭人の意思を絵画で表記・記録化した場合や、あるいはまた、（ハ）何某かが描かれた容器のその所属を明示化した場合や、もしくは、（ニ）容器に収めた物が何なるかを受者と差出す者への両者に明示化するといったことなど、多様な場合が予想できる。

いずれにせよ、そこには表記手段としての文字を持ち合わせていなかつた倭の原始民が、その時間的長短はどうかくとして、文字使用に至る前段階に、あまねく経験する世界史的で普遍的な歴史的成熟過程ではなかつたかとの推察を抱く。

やや具体化してみれば、絵画土器の器面にはシカ、イノシシ、水鳥、建物、あるいは符号的なもの、さらには巫女など人物をあしらつたものなども散見される。注意されることは、このような絵画土器が大和盆地に極度に集中することであろう。そしてその周辺から縁辺部へとかけて頻度が激減し、それはおよそ同心円的な広がりを示す。なんといっても、大和が圧倒的多数を占めることが、この絵画土器が何たるかを解決する鍵を担うと言えるが、同じ論法で言えば、

北九州ではこの種の絵画土器が極度に希薄な地域となる。このこともまた、何か示唆的というべきであろう。

なお、このような箋描符号文のメッカとも言うべき、大和盆地の唐古・鍵遺跡とは、以下のような遺跡であつて弥生後期の部族連合国家段階において、もつとも注目すべき位置を占めるものである。

1、弥生前期初めから始まる集落で、弥生後期まで、断絶することなく連綿と続く、全国的に見ても稀な、弥生遺跡の中でも突出したものである。

2、弥生時代を通じて全国的に見ても最大級の規模を持ち、集落の外郭は環濠が廻る。

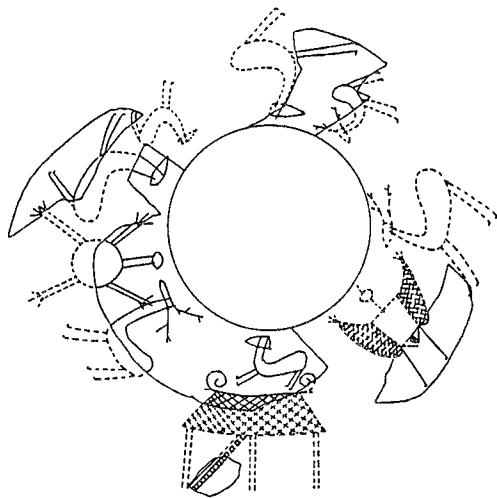
3、弥生時代中期には大型の掘立柱建物が二棟これまでに検出されている。また、中期の壺に樓閣を示す箋描絵画土器が発見されている。

4、後期初めの青銅器生産遺構が検出されており、銅鐸や銅戈、銅劍の鋳型なども出土している。全国的に出土する銅鐸の供給元であつた可能性は高い。いわば畿内を中心とする青銅器文化の中心地であったことを証するものといえよう。

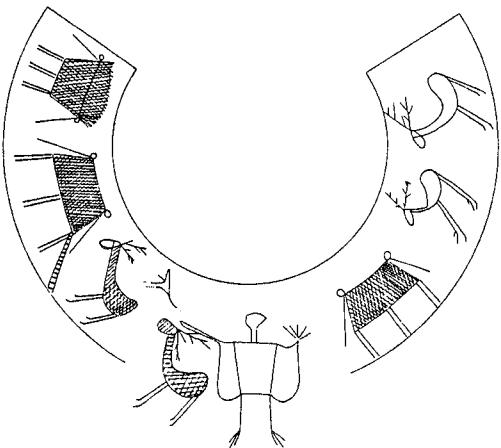
5、肩甲骨にト占の痕の知れる呪術の遺物が出土する全国的にも数少ない遺跡の一つであつて、弥生社会の政治的中枢を担つた一大集落遺跡と言える。

6、先に触れた点と重複するが、出土土器に記号的な文様を箋描や浮文、あるいは丹で描いた、いわゆる記号文土器が多数出土し、その量は全国出土の九〇パーセントを占める高比率である。

7、唐古・鍵遺跡は全国的にみても安定的で、広大な大和平野の真つただ中に位置するもので、弥生後期の倭の地理的中心部に位置する遺跡である。



唐古・鍵遺跡（奈良県）出土



養久山・前地遺跡（兵庫県）出土

『邪馬台国時代の大型建物』2001による

(四)

さらにこれら絵画を仔細に観察すると次のような点に気付く。

A、銅鐸の器面に鋳出されたものと酷似する動物絵画がそこに認め得る。一本の線で輪郭を描き出すといった独特の筆法である。

B、線刻の龍から展開したかと思える簡単な記号的、マークの存在が目立つ。それは弥生後期の長頸壺の頸部や肩部に特徴的に描写され、ときには彩色で示す。

C、重要な建物を線刻で表現したもので、掘立柱建物や樓閣風建物、あるいは、堅穴式住居かと思われるものが絵中にある。D、建物と一緒に描かれたものに、シャーマンの姿がある。しかし、顔が写実的に描かれておらないものや顔の表現の無いもの、あるいは両手を大きく広げたものなどがある。両腕の袂には、大きな袖が描かれている（挿図参照）。

そこには、何か呪術的な意味合いが見て取れるし、容器の恒常的目的を記号化によって固定化するといった目論見が推察できよう。個の表記、つまり対内外への目視的規定を果たすものであったようだ。

このような推察の所見からみて、唐古・鍵遺跡は邪馬台国の女王、卑弥呼登場以前の倭の弥生文化の中枢部を形成した部族連合の国家機能を担った遺跡と考えられる。それならば、そのような遺跡なるがゆえに、文字文化が迫りくる需要段階を経験的、予感的に察知し、その事前の訓育段階として、異様なまでの記号化が敷衍化したとの見方も可能ではなかろうか。そしてその役割を担った地域と遺跡がほかならぬ大和であり唐古・鍵遺跡ではなかつたかと評価したい。これを持つて倭が文字文化の自生的形成の試企を経験したとまでは言えないが、籠描絵画のメッセージ性を考えるならば、そこにはこの記号的絵画をもつて意思伝達の手段化を意図したものとして認

めざるを得ない。

文字文化の醸成の基盤は、原始共同体の解体は言うに及ばず、血縁的家族の解体を伴つての、族外婚から族内婚への大きな展開が、古墳文化そのものの成立基盤となつた点と大きく連鎖していたといつてよかろう。

いわゆる、血縁的関係から地縁的関係への変化がそこにあり、交易活動だけでなく、日常的な地域間集団間の、さらには家族間での交渉が広域にわたつて大きく展開し始めた時代なのである。特に王権下にあつては、列島の国々に設けられた市を監査する一大率なるものが設けられたとあり、国内諸国との交渉にあつても、また国外交渉においても、彼我同様にいわゆる文書外交とその記録化が大きな課題となる時代であつたに違いない。

二、漢字受容の初期段階

(1) 漢字表記の初期段階—中国官人主導の固有名詞の文字化—

倭語を最初に、かつ本格的に漢字で表記し、意思を正しく伝達するのに腐心したのは中国王朝の官人達ではなかつたであろうか。倭国を往来しても官人には「復命」といった任務があつた。次いでこの問題に受身ではあつたが、対応したのは女王国卑弥呼の側近の書記官達があつたことであろう。

「魏志倭人伝」^(註1)によると、現在の福岡県の旧糸島郡あたりにまで魏王朝の使者が訪れたとある。帰国後、彼はその使節団の報告を文書に認めて魏の皇帝のもとに提出したに違いない。そのような記録類を参考として、魏の正史を書き上げたのが陳寿であることはよく知られたことである。

使節団は、そのような記録の作成に際して、倭の地名あるいは人

名、さらには制度化しつつあつた役職名など、倭で間じかに見聞したこと、間をいれずに漢字に置き換え、母国の漢文表記法で文章作成をおこなつた。

こうして最初に、漢字で表記された倭語は、固有名詞であつたに違いない。とはいえたが、これらの使者に対しても答礼を発し、皇帝への返書を用意する立場にあつたはずである。下賜品には品目台帳が添えられ、皇帝の意思が表記されており、これには受取状(「倭人伝」には「録して受けよ」とみえる)を作成し、返書を添えて、皇帝の「詔恩に答謝」したのである(「魏志倭人伝」)。

しかば、倭人もまた倭語の漢字による表記が、上表文の作成上などにおいて避けられないことであつた。しかし、そこでは固有名詞だけの問題であったことから、文章そのものは漢文作成の問題として、女王国卑弥呼のお抱え中国人(あるいは渡来系の書記官)が実務にあつたのである。

問題は、限られた固有名詞が、どのような経緯を経て慣行的な漢字表記へと遂げたのかであり、それは両国の使訳などを介しての、往復関係で深まり、自ずと定着化したに違いない。この点に関してはそれも自然的現象の一部として包括し、単純にと解した。

A、耳にした音声を、あるいは見聞いたものを、単純に漢字で書き表したことであろう。

単純とはいゝ、そこには漢字表記を企てる側の人々の意識(中華、夷狄思想など)や、倭人種観などが自ずと働いたであろうが、「ここではそれも自然的現象の一部として包括し、単純にと解した。

例えば、人名、「卑弥呼」、「難升米」、「卑弥弓呼」、「載斯烏越」、「都市牛利」などがそれである。その人物に会つてからの表記の場合には彼の性格が漢字の選択に影響を与えたであろうから、この場合は

次項のB、C、となろう。また、倭人伝に記載の多くの国名も、その多くが使者によつて実見されたわけではなく、それらについては単純にならざるを得なかつたであろう。しかし、実見された「國々」では、実際の印象などが漢字表記に際しての能動的な文字選択に何らかの意思を働かせる結果が無かつたとは言えないであろう。実見しなくとも、仄聞した場合でも先入観が入り、漢字選択に影響した可能性はあらう。Aの事例には、「邪馬台」や「投馬」、「狗奴」がある。そして、この中にBの項が入り込む余地はある。前評判などがあり得るからである。

また、「倭」の漢字表記は通説では、漢王朝の官人あたりから、倭人のその印象や風采から慣行的にこう呼ばれ、定着したと見なされている。よほど意識して命名されたものなら、Bの項に入れ得るものであるが、ここでは定かでないとしてA項に入れた。同じく「邪馬台」や「投馬」あるいは「狗奴」なども決して好字といつたものではない。しかるに、故意に卑しい意味を持つ漢字で表記したとの説が一般的である。その可能性は高いが、そのようにのみ断言し得るかといえば、なお、不十分とみてこの項目に含めた。例えば邪馬台など、ヤマトなる地名に対して、都の存在を示す「台」を一字一音表記の中であえて選択した可能性も捨て切れないからである。なおまた、人名も一字一音のようであり、役職もそのようである。いずれもが倭語の音声に合わせての借字形態である。

ここでも漢字の選択に際し、その意味合いを求めての意思が多少なりとも働いたようである。「卑狗」、「卑奴母離」、「爾支」、「泄觚謨」なども然りであろうが、「多模」「弥弥」、「弥弥那利」などもまたその公算は強い。また、邪馬台国の官は、「伊支馬」「弥馬升」「弥馬獲支」である。借音借字が主体とみてよからう。

B、また、ある場合には、その一語一語の意味を確かめながら、的確な意味、内容を持つ漢字に置き換えて表記する、といったことがなされたことである。

例えば、「持衰」などその一例であろう。倭語での発聲音は不明であるが、「魏志倭人伝」には「これを名づけて持衰となす」と見える。このことから、持衰の何たるかを倭人から説明を受け、あるいは北九州の湊において実見したうえで、このような漢字表記をおこなつたものである。以後、持衰に關しては、この表記を一般化しようとする中国官人による概念化の試みが読み取れる。

「魏志倭人伝」に記載を見ることから当然に、「持衰」は倭語で發音されていたのであるが、それを今復元することは容易ではない。しかし、「日本書紀」には「持衰」と同じ役割を担つたかと思われる水先案内人が「鍬持」あるいは「鋤持」と表記され、「さひもち」と呼ばれて記されている。

彼が、「日本書紀」で表記されたような「鍬」や「鋤」を「持」つていた訳ではなく、「鍬・鋤」は、いずれも古くは機能的な分化があるものの、田を耕す耕作具として「すき」で表現され、さらに遡つては、刃先のある鉄としての代名詞的存在であった。「すき」先端に鉄を差し込むようになった時代には、「すき」先は鉄であることに意義があり、転じて、「すき」、「鉄」は「さひ」と呼ばれた。今日の「さび」であり、どうやら「鉄」それも刃物としてのみ意味のあつた時代の表記法であつたとみてよい。

『日本書紀』で、彼が所持していたのは小刀であつた。それを頸にかけていたことと水先案内の効驗との因果関係は明らかではないが、「さひもち」と彼は呼ばれたのである。

そして、この「さひもち」の話を倭人から聞き、あるいはさらに

「さひもち」を実見し、見るからに疫病神を一身に背負つたかの如き容姿に、使者は、衰弱しきつた氣力のない、厄を持つ人物と見たのであるうか。こうして「衰」を持した人物、つまり「持衰」と表記されるにいたつたとみた。それも、使訳や書記官の交渉を経たわけではなく、倭へ来た使訳の本国への報告と命名がそのまま用語として定着した感が強い。

C、さらにもた、そのような両者（A、B項）の中間で表記されることになった場合もあつたであろう（例えば、倭の国名、対馬、一支、伊都なども、漢字が一字一語自体にもつ意味合いを、それぞれの固有名詞に含ませた可能性が、捨て切れないといつてよい。

D、あるいはまた当然のことながら、いわゆる「片仮名」表記（外来語）が多数存在したであろう。

E、しかし、この「片仮名」表記が、倭に移入後定着することなく、改めて倭語に置き換えられ、その後、漢字が定まるといった縟をもつ場合もあつたであろう。

このようにして、多様な中での倭語の漢字表記化が進行したことは疑いのないところであろう。

そして、この段階を特徴付ける倭の文体表記は、倭人の話し言葉を、漢字を借用して表記するといった類のことではなく、あくまでも漢字を用いての漢文体での表記であり、魏王朝の表記方法そのものであつたことである。そこには倭のことば表記、あるいは倭語そのものを窺い得るすべといつたものはなかつたとしてよからう。しかも、この関係はこの後、前期国家の間を通して大きく変わること無かつたとみてよい。しかし、変わる点があつたとしたら、それは倭人側に大いにあつたことである。

これまで誰もが目にすることなく、ただ、音声のみであった倭

の言葉が、次々、早々に目に見える形として意識され、かつ平面的に書き著され、あるいは時間を隔てようとも、記憶化される記録としてその内容が伝世する。それのみか、このように文字化によって伝達手段化した言葉が、朝鮮半島を隔てての中国王朝の机下といつた遠距離を容易にかつ変容することなく、「雄飛」するといった意味で、人間的 세계を広げた革命性が、そこに存在することになった点であろう。

このように見てくるならば、朝鮮海峡を隔てての物質的交流の長期にわたる経験的堆積が倭人をして漸次、倭語の漢字表記を習得せしめていった、といった類のものではなく、それへの絶対的な必要性の高揚といったことが要請した高度な政治的事件としての文字表記の始まりであったようだ。

しかるに、ここでは倭の初期国家の形成を待たなければならなかつたし、对中国への国書の作成が倭語の漢字表記化を決定付けたとみてよからう。

(2) 倭人の主体的受容—前期古代国家成立期の時代—

一字一符号的段階

「魏志倭人伝」に引き続いで検討し得る資料となれば、次ぎは最近の遺跡調査において発見され、注目されている墨書・籠描土器であろう。(註2)

三重県嬉野町方部・貝蔵遺跡では、三世紀半ばにまで遡る墨書土器「田」の字と籠描土器「奉」の字の発見を報じたが、前後して熊本県柳町遺跡においても墨書土器「田」の字が出土した。嬉野町では河川からの出土の状況から、「田」字土器が祭祀にかかわっていた可能性を想定している。一文字だけが記号的に表記されていること

からも、またそれが土器に記されている点からも、祭祀・呪術的要素が見て取れよう。

これだけの資料から多くを語ることは出来ないが、(A)一文字だけで、記号的であること。(B)入れ物としての容器に記載を見るこ

と。(C)「田」の字と「奉」の字だけではあるが、この二文字に倭語の主体的表記の契機を象徴する何らかの意味合いが感じられる。

ここでは前二者に初期の文字化の普遍性を見て取るが、(C)については次のように見たい。

文字表記の起源に租税の徵収とその記録化が大きなウエイトを持つことは周知のことである。この観点から言えば、「奉」の一字は、倭の徵税形態の一種として理解しうることから解釈できるのはなからうか。また、徵収が貢納形態をとることもまた倭の特殊形態として知れるが、そのこともまたこの「奉」の字が象徴するといわざるを得ない。

他方、「田」の字に関してもまた、租税の起源は「田租」にあり、屯倉などもまた「田租」に起源を持つものである。「田」は田地田畠といった耕された土地が連想可能であるが、それ以上に「田」は稻作の稲穂を想起させるものであり、そこからの収穫をも意図するのではなかろうか。その「田」からの収穫物はまず神へ捧げられる。また、その作業は田部といった任命された人々の役割としての農耕であった。そのような「田」からの収穫物、ここでは糲がこの壺に収められたに違いない。

ここには、神への意思伝達、つまり特定の「田」から「田」部によつて収穫・貢納される稻糲がこの壺に収められていることを明示したと言える。このような点に倭語の文字表記化が窺えるとしてよからう。

そもそも大和王権の地域支配の形態が、田部を筆頭とする職能集団の部的構造から発しており、「田」の字が三重、熊本とかけ離れた所から出土していることも、このような支配形態の全国的浸透を示唆するものとしてよからう。

三重県嬉野町は、考古学的な検討によつて特殊な最古の土師器を製作した地域として知られており、『日本書紀』においてもこの地域の「藤肩村」に土師部が設定されていたことが分かる。想像を逞しくすれば、方部遺跡は、「藤肩の土師部」集落が訛つて「藤肩部」、さらには「藤方部」となり、ついには「方部」として今日に至った可能性がない訳ではない。

方部遺跡では、土師部集団に「田」部が収穫した稻をその維持費として貢納、供出するのであるが、それは直接的にではなく、王権を介して、ひいては神を介して神事として果たされたようである。この過程において文字が必要とされ、漢字が借用されたとみてよからう。

ならば、文字化の必然性に、収穫稻の一部を神に捧げる行為を王権が執行するに際しての、目視的、固定的な確認要素として、記号もしくは符号的図形としての漢字使用の慣習化があつたと考えられないであろうか。文字表記の要請者は王権であり、そのような図形、文字の被明示者は神であつたことになる。しかしこの場合、文字表記(「田」の字)の眞の当事者は田部であつた。

(3) 倭人の主体的表記化—固有名詞の字義的借字—

さきに固有名詞の一字一音に始まる借字段階を見たが、三世紀の段階は中國官人側のあて字の時代であり、倭人による借字などとも出る幕ではなかつたといつて過言ではない。

しかし、五世紀段階に入ると、倭の五王の上表文があり、さらには稻荷山鉄劍の銘文など幾つかの資料が検討材料となる。ここでは漢文体でかつ公式文書である上表文をさけ、一地方豪族がかかわった鉄劍銘文を取り上げてみたい。

「魏志倭人伝」が三世紀の後半に記されたとすれば、稻荷山鉄劍銘文はそれからなお二〇〇年を経過しなければならなかつたことになる。しかも、その間に文体の表現法において日本化への大きな変化があつたとは思われないのであり、「魏志倭人伝」段階を大きく脱皮した形跡はない。とはいえ、明らかに漢字の借用、倭語の漢字を用いての表記には変化が窺われる。

稻荷山古墳出土の鉄劍銘^{註3)}に記された人名、地名、職名などを「魏志倭人伝」のそれと比較して見ると幾つかの相違がある。

例えば、人名・職名であろう「乎獲居臣」、「意富比塊」、「多加利足尼」、「獲加多支齒」がそれである。

人名には「倭人伝」に見た悪字の使用は無く、好字を用いたと考へてよいふしがある。それだけではなく、借字一字一字に意味を探つて用いたのではないかと思われるほど適字を当てている。

幾つかを例示してみれば明瞭である。例えば、ヒコは比較の比と土偏に危ない、危険のキであるが、比は「したしむ」「親密なこと」「ぐらべる」などの意味があり、また「つぐ」「つづく」と「次」の意味も持つ。コは「崩れやぶれた垣」や「やぶられる」など好字とは思われない。しかし、他方で「土を積んでつくつた台」の意味を持ち、次世代への継承を示唆するヒコは男子継承や首長権の継承を連想させる意味で、好字としてこの二文字を選んだ可能性がある。

「スクネ」も「足」には「たりる」「たる」「みたす」の意味があり、「尼」には「ちかづく」「ちかづきしたしむ」などの意味を持つ。

これに加えて、「足尼」がそのまま呉音であることが可能であることから適字とした可能性がある。

また、「獲居」「わけ」などは、「わ」が漢字「獲」をあてており、そこには獲物を捕獲する道具から転じて「得る」の意味があり、そこには「わな」の「わ」の意味が連想される。後に「居」「け」がくることから、「住まいを得る」あるいは「家を得る」の意味が生ずるのではないかろうか。ならば、「わけ」には「家分け」などの分家や新たに家を起こす、あるいはそのような新屋を得るといった意味が含まれるのかもしれない。

そこには、倭人の漢字を主体的に吟味し、選択する意欲が読み取れないであろうか。ここにおいてはじめて、倭人が漢字の倭語への適応化を意識し始めたと見てよいのではなかろうか。

これ以後、しばらくは文字資料に欠ける。とはいって、七世紀の文字資料から見ても、やはりなお、六世紀という一世紀を克服しなければならなかつたようである。

三、文字との邂逅

固有の文字をもたなかつた古代日本人が、漢字という外来の文字に出会い、やがて漢字を用いて自分たちの言語を写しだそうとするまでは、さまざまな困難を伴つたことが推測される。漢字の伝来以前にあつては、日本人は文字の機能さえ知らなかつたからである。それまで口承という形態でのみ伝わつてきた事柄を、文字を介して可視的・固定的に伝達する方法を知り得た古代人の驚きは想像に余りある。

日本人が最初に出会つた文字が漢字であつたということは、ことばの文字化に際して、いわゆる孤立語である中国語と膠合語である

日本語との言語上の差異や音節構造の違いなど、日本語そのものを深く理解する契機でもあったようである。やがて漢字・漢文の本格的な学習が始まり、識字層が広がった。そして七世紀になると、文字文化を考える上でも新たな時代を迎えた。わが国の歴史書の編纂がそれである。はじめ天武天皇の時代に企てられた『古事記』の編纂が、奈良時代に入ると太安万侶の筆録によって完成し、さらには正史として『日本書紀』が舍人親王らによつて編まれたからである。

また古代和歌を集大成した『万葉集』が編纂されたのも、記載が口誦に代わる新たな方法として登場したからであり、その結果、文学世界に質的な転換と飛躍をもたらすことになった。

その後、わが国に確立した漢字文化は、九世紀になると仮名文字（特に平仮名）の発明を促して、さらなる文字文化の世界を開花させた。平安時代以降に始まる和歌の隆盛や、物語・日記・隨筆などに至る多様な文学ジャンルの発生は、言葉を文字にすることを通して創造意識が自覚化された結果に他ならない。片仮名・平仮名の誕生は、概括的に言えば、外来の漢字を自分たちの文字として受け入れた古代日本人の知恵であった。万葉仮名と称される用字法で日本語を漢字表記する術を体得したものの、漢字が複雑な字形をもつ故に、漢字の字画を省略化あるいは草書体化したものが片仮名であり平仮名である。仮名文字の誕生は、漢字に基づく新たな文字の獲得でもあつたと言えよう。

そもそも漢字という文字は、日本語とは言語の構造がまったく異なる中国語を表記するために考案されたものである。したがつて、そうした異民族の文字で日本語を書き記すこと自体、当初から無理が伴つた。しかし、古代の日本人は漢字が「音」と「意味」とを兼ね備えた文字であることに着目し、その文字機能を利用して、漢字

で日本語を表記することを始めたのである。既述した仮名文字の発明に至る経緯は、漢字文化を受容したわが国の、漢字の「日本語化」への道程でもあつたと言えよう。そこで以下、漢字が日本語を表記する文字として定着するまでの各時代の様相を考察してみたいと思う。

四、漢字による日本語表記

日本語が漢字でもつて表記されるようになつたのは何時の頃からであつたか、そして、その表記法がどのように展開したかを跡付けることは容易ではない。しかしながら、現存する古文献や考古学的資料をもとに、日本語の表記の歴史を概観するならば、次のようなことが大略として認められるのではないかと思う。

わが国で本格的に漢文表記が開始されたことを反映する最も古いものとしては、千葉県市原市の稻荷台一号墳から出土した「王賜」銘鉄劍がある。これは判読しにくい箇所を含むが、十二字からなると推測される銘文が見え、表には「王賜久□敬□」、裏面に「此廷刀□□□」と記す文字がある。この銘文の表は「王、久□を賜ふ。敬して□」と訓読することが可能であり、漢文で日本語を記したものと判断される。おそらく大和朝廷の「王」が何らかの恩賞として剣を下賜したものかと推定される。この稻荷台一号墳は同時に出土した鐵鏃などから五世紀半ば頃に築造されたものと思われ、鉄劍の製作はそれより遡ることが考えられる。

また、著名な埼玉県行田市の稻荷山古墳出土の鉄劍にある銘文も、同時代の金石文として知られている。これは劍身の表と裏に金象嵌された百十五字からなる銘文で、次のように記されている。

(表) 辛亥年七月 中記乎獲居臣上祖名意富比堀其兒名多加利足

尼其兒名弓己加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居兒
名半豆比

(裏) 其兒名加差披余其兒名乎獲臣世々為杖刀人首奉事來至今
獲加多支齒大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百鍊利刀記吾奉
事根原也

右の銘文の冒頭に記す「辛亥年」は四七一年と思われ、銘文中の「獲加多支齒大王」をワカタケル大王、即ち五世紀の雄略天皇と見なすことと合致する。また銘文中には「斯鬼（シキ）宮」の地名のほか、「乎獲居（ヲワケ）」「意富比塊（オホヒコ）」「多加利足尼（タカリスクネ）」以下の人名が認められ、彼らが代々、杖刀人の長として大王に奉仕してきた由来を記している。

これらの日本語を記したものとして確定する人名・地名の表記は漢字の意義を捨象し、いわば音を表す文字として漢字が使用されていることに注意したい。『稻荷山古墳出土鉄劍金象嵌概報』^{〔註5〕}によれば、銘文に使用されている漢字の字音は、『日本書紀』に引用する古代朝鮮の固有名詞表記と一致するものが多いという。五世紀の段階にあつては、銘文の表記者が渡来人もしくは渡来系の氏族であった可能性を示唆している。

また、和歌山県橋本市の隅田八幡宮に伝わる「人物画像鏡銘」（青銅鏡）も、同時代の金石文と考えられる。この鏡の銘文は四十七字からなり、一部に異説はあるものの、一般には次のように読まれている。

癸未年八月日十大王年男弟王在意柴沙加宮時斯麻念長奉遣開中
費直穢人今州利二人等取白上同二旱所此竟
冒頭の「癸未年」を四四三年とするか、あるいは五〇三年とするか、二説があるが、遅くとも五世紀末頃には右に見るような漢字に

よる日本語の文字化が可能になつたと考えてよい。したがつて、ここでは銘文中に「意柴沙加（オシサカ）」という宮の名前や、「斯麻（シマ）」「今州利（コムツリ）」といった人名の音仮名もしくは字音表記があることを問題としたい。

先の稻荷山古墳出土の鉄劍銘文も、また隅田八幡宮人物画像鏡銘文も、いずれも漢文として表記されたものであるが、これらの銘文中に日本語の人名・地名の音仮名表記を見るということは、わが国における漢字による日本語表記が、先ず固有名詞から始まつたことを推測させる。なお通説では、隅田八幡宮人物画像鏡銘文の冒頭の干支に続く「八月日十大王」とある「日十」の文字を「（八月）十日」の意とする。しかし、詳しく述べる如く、漢字の意味と等価の日本語を固定する「訓」の成立は、五世紀の段階にあつては、まだ未発達であつたと考えられるので、この「日十」は人名にあてた字音で読むのが穩當であろう^{〔註6〕}。

したがつて、わが国における漢字による日本語表記は、五世紀中頃にあつては、特定の人物・地名といった、まず固有名詞から始まつたことを推測させる。こうした傾向は次の時代の推古朝遺文（七世紀初め）になると一層顯著になる。

五、漢字による和文化への道

推古朝遺文の代表的なものとしては、『元興寺縁起』に銘文が收められ、推古四年（五九六）の作と考えられる「元興寺露盤銘」をはじめとして、「道後湯碑文」（五九六）、「元興寺丈六釈迦仏光背銘」（六〇五）、「法隆寺如意輪觀音造像銘」（六〇六）、「法隆寺金堂藥師仏光背銘」（六〇七）、「天寿國曼荼羅繡帳銘」（六一二）、「法隆寺金堂釈迦佛造像銘」（六一二三）、「法隆寺釈迦三尊造像銘」（六二八）などが

ある。しかし、これらの推古朝遺文には、「法隆寺金堂藥師仏光背銘」のように、仏像の铸造と銘文の刻字とが別の時点と考えられるものを含むので^(註6)、銘文の成立時期に問題を残すことになる。

そこで推古朝遺文の特徴を示す確実なもので考えてみたい。

・山口大口費上而次木闇二人作也（広目天光背）

（訓読文）山口大口費を上として、次木闇と二人して作るなり。

・藥師德保上而鐵師羽古一人作也（多聞天光背）

（訓読文）藥師德保を上として、鐵師羽古と一人して作るなり。

右は「法隆寺金堂四天王立像銘」（六五〇年頃）である。この銘文中には接続助詞「て」に相当する「而」の文字表記を見るほか、傍線を施した箇所は、正格の漢文の語順によらない、日本語の語順に従つて表記されている。いわば漢文の語順を脱した和風文体とも考えられる表記である。漢文体から和化の進行した状況がよみとれよう。なお「山口大口費」なる人物は『日本書紀』白雉元年（六五〇）十月条に見える「漢山口直大口、詔を承りて千仏の像を刻る」とある人物と同一と考えられる。年代的にも符合するからである。

また、推古朝遺文の中には大阪觀心寺旧藏の「銅造觀音菩薩立像光背銘」（六五八年）に見るよう和化した漢語表現を含むものさえある。

戊午年十二月為命過名伊之沙古而其妻名汗麻尾古敬造弥陀仏像以此功德願過往其夫及以七世（以下略）

この光背銘の中に見る「命過」「過往」は死去の意味で、この箇所は、おそらく「命過ぎにし」「過往にし」と訓読するのであろう。『万葉集』の挽歌表現に見る「過往」「過去」の文字表記が、いずれも「過往」（卷七・一二六八）、「過去君之」（卷一・四七）と訓読されるごとく、当該の「命過」が「伊能知周疑南」（卷五・八八六）のよう

に訓読されることと等しい。これらは漢語であつたものが漢文訓読された和化表現として考えてよいだろう。

右のような表記が推古朝遺文に見出せることは、わが国の表記の様式が既に新たな段階に到達していたことを意味する。渡来人の人々によつて正格の漢文でもつて日本語が表記されていた初期の段階から、先ず固有名詞の音仮名表記が始まり、やがて漢文の語順を脱し、日本語のシンタックスに合わせた文字の表記が七世紀の初めに始まつていたと考えてよい。もっとも和文化と言つても、それはおおむね実辞（自立語）を羅列しただけのものであり、助詞・助動詞といつた付属語の類がほとんど表記されていないのは、次の時代においても同様である。

辛巳歳集月三日記佐野三家定賜健守命孫黒壳刀自此新川臣兒斯多々弥足尼孫大兒臣娶生兒長利僧母為記定文也放光寺僧

（訓読文）辛巳の歳、集月三日記す。佐野の三家と定め賜へる健守の命の孫、黒壳の刀自、此れ新川の臣の兒、斯多々弥の足尼の孫、大兒の臣に娶ぎて生める兒、長利僧、母の為に記し定むる文也。放光寺の僧。

右は天武朝遺文として著名な群馬県高崎市にある「山ノ上碑文」である。「辛巳年」は天武十年（六八一）と考へられる。漢文式の倒読を含まず、日本語の語順に従つたこの様式は、漢字を用いて和文を記したと考へられる。先の推古朝遺文よりさらに和文化が進んだ、いわば完全な和文とみなされよう。

五世紀の頃から始まつた漢文による日本語表記が、変体漢文体と一般に称される和化漢文體へと推移し、七世紀後半の天武朝においては、和文體ともいべき日本語の語順に従つた文体へと変わつたことは興味深い。もっとも天武朝の遺文の多くは、右の「上野国山

名村碑文」に代表されるように、助詞・助動詞などの付属語の多くを無表記とする。この点は注意してよいだろう。なぜならば、付属語の文字表記は『万葉集』の時代に始まると考えられるからである。そこで天武朝以降の文字表記の時代的な推移を明らかにする意味で、『万葉集』の歌に見る表記の様相を概観しておきたい。

六、万葉集の和歌表記

古代和歌を集大成した『万葉集』の歌の表記は、大別して訓字主体表記の巻（巻一・二・三・四・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十六）と、音仮名主体表記の巻（巻五・十四・十五・十七・十八・十九・二十）とに区分される。

訓字主体表記というのは、漢字の正訓字を主として、それに音仮名・訓仮名を補助的に用いた歌の書き方である。次の歌がそれに当たる。

A	春過而 動神之	あちひりの はるかなみの 春楊	十依海 葛山	船浮 發雲	白玉採 立	人所知勿 座妹念	（巻七・一二九九） (卷十一・二四五三)
B	春過而 來良之 音耳聞 卷向之	はるすきて なつきたるらし なるかみの おとのみをき ひざむくの まきむくの 音耳聞 卷向之	夏 白妙能 衣乾有 櫛原山乎	天之香來山 今日見鶴鴨	（巻一・二八） (巻七・一〇)		

九二)

右のAおよびBは、ともに訓字主体表記の歌であるが、Aについては、付属語をほとんど文字化していないことが注目されよう。これらの歌は人麻呂歌集の略体歌とよばれるものであり、『万葉集』の中では一番古い歌の表記として認められている。

ところで、Aの一二九九歌には「十依海」にあてた「十」の借訓仮名が見られることは注意したい。五世紀の段階では認めることが

なかつた訓仮名の成立が七世紀後半には認められるからである^(註7)。近年、奈良県明日香村の石神遺跡から出土した木簡に「乙丑年十二月三野国ム下評（以下略）」と、「美濃」を「三野」と記すものを見のも同様である。木簡の「乙丑年」は天智四年（六六五）にあたる。すると遅くとも七世紀後半の人麻呂歌集の時代には、訓仮名の使用が始まつたことになる。いずれにせよ、Aの歌の表記には、天武朝の遺文に通じる和文表記のあり方が確かめられよう。

これに対し、BはAよりも付属語表記が一段と綿密化したことが分かる。二八歌に即していえば「而」の用字で助詞「て」を表記したものや、「能」・「之」の用字で助詞「の」を文字化したものを見るからである。さらに言えば「良之」でもつて助動詞の「らし」、あるいは「有」の一字で助動詞「たり」を文字化しているのも、歌の表記者が付属語の細部まで文字化しようと配慮した結果であろう。

また、Bの一〇九二歌は、同じ人麻呂歌集の歌群中でも、非略体歌と呼ばれ、Aの略体歌よりも付属語表記の綿密度が高いことで知られる。加えて言えば、結句の「今日見つかるかも」に「鶴鴨」と、ことさら鳥に関わる用字を使用するなど、文芸的な和文表記の趣向を見る。人麻呂の時代は、和歌が文字化されるだけでなく、それを書き表す文字が内包する文学性が指向された時代でもあつたようである。

すると、万葉仮名と一般に呼称されている漢字による音訓交用表記は、七世紀後半から七世紀末の天武・持統朝にかけて成立した、一つの日本語を文字化するための表記スタイルでもあつたようだ。近年、日本各地の古代遺跡からは「難波津の歌」を手習いした木簡が数多く出土しているのも、そうしたことと深く関わる現象である。

(一四)

- ・奈尔波ツル佐児矢己乃波奈□□（明日香村、石神遺跡出土木簡）
- ・奈尔波ツル作久矢己乃波奈（徳島県、觀音寺遺跡出土木簡）

右の木簡に見る「難波津の歌」とは、『古今和歌集』の仮名序に見る、

難波津に咲くやこの花冬ごもり今は春べと咲くやこの花の歌で、紀貫之は、当該の歌を「安積山の歌」とともに「歌の父母のやうにぞ、手習ふ人のはじめにもしける」と述べている。古くから人口に膾炙した歌であつたようである。「難波津の歌」を記した木簡が古代遺跡から出土するのは、それが万葉仮名の手習いでもあるとともに、木簡それ自体、何度も小刀で削つて書き直しが可能だからである。まさに紙の希少性を考慮した木簡の利用法といえる。こうした古代遺跡からの木簡には、右のような難波津の歌だけでなく、当時の人々が和歌を習書したと思われる断片も出土するようになつた。今後さらに遺跡の発掘が進むならば、それにつれて『万葉集』に見ることき音訓交用表記へ至るまでの道程が次第に解明されることがあらう。

結びとして

以上、漢字受容以前から七世紀末に至る日本語表記の変遷について考察をしてきた。丸山は籠描絵画土器の時代から、三世紀の漢字受容の初期段階における、我が国の漢字使用の状況について検討を試みてきた。そこでは漢字による日本語表記の初期の様相や、文字が呪術的な神に捧げる符号として機能することを説いている。また竹尾は、五世紀の漢字受容の状況を金石文など用いて考察するとともに、漢文体から変体漢文体を経て、和文体が成立するまでの日本語表記の変遷を明らかにすることに努めた。古代遺跡からの木簡な

ど、まだ考察の及ばないことがらは多い。それらについては、いざれ稿を改めて考えてみたいと思う。

註

- (1) a、伝統と現代編集部編『邪馬台国 伝統と現代保存版』伝統と現代社 一九七五年九月 b、山尾幸久『新版魏志倭人伝』（講談社現代新書）講談社 一九七九年十一月。
 - (2) 丸山竜平『巨大古墳と古代国家』吉川弘文館 一二〇〇四年三月 三四二～三四三ページ。
 - (3) a、井上光貞、岸俊男ほか『シンボジュウム鉄劍の謎と古代日本』新潮社 一九七九年一月 b、甘粕健、神田秀夫ほか『特集 稲荷山古墳の銘剣と五世紀の日本』『歴史公論』五雄山閣出版 一九七九年五月。
 - (4) 埼玉県教育委員会『稻荷山古墳出土鉄劍金象嵌銘概報』一九七九年。
 - (5) 神田秀夫『古事記の構造』明治書院 一九五九年では、「日十」を「日下」とし、これをクサカと訓読する説を唱えているが、わが国における訓仮名の成立時期からして従い難い。
 - (6) 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』同朋社 一九七九年八月。
 - (7) 人麻呂関係歌における数字による訓仮名表記がどのように推移したかは、次の論文にて考察をしている。竹尾利夫「万葉集の数字表記——人麻呂の用字意識を中心に」『中央大学国文』三七号 一九九四年三月。
- 〔付記〕
本研究は、平成十七年・十八年度、本学特別研究助成（共同）による成果の一部である。